

風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する柔軟化

(平成28年10月24日 警察庁生活安全局保安課事務連絡)

規制改革の内容

特例措置前

風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定については、風営法施行令第6条の基準に基づき、各都道府県において条例等により具体的な営業制限地域が指定されている。

特例措置

風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に際して、以下のような事例があることを踏まえて適切に対応すべき旨を、都道府県警察に対して連絡。

- ・保全対象施設として定める施設を地域の実情に応じて条例等で規定している場合(保育所等の児童福祉施設を定めていない例、図書館を定めている例等)
- ・保全対象施設の周囲であっても一部の地域を除外する旨条例等で規定している場合

効果

風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に際し、保全対象施設及び営業制限地域を条例等で柔軟に設定できることが改めて周知された。

規制改革の概要

保全対象施設として定める施設を地域の実情に応じて規定

保全対象施設



図書館



病院



学校



児童福祉施設

【A県】
・学校
・病院等

【B県】
・学校
・児童福祉施設
・病院
・図書館

保全対象施設の周囲であっても一部の地域を除外する旨規定



<凡例>

- 営業制限地域
- 〇市△丁目等として除外している地域
- × 番地まで指定して除外している地域

※保全対象施設ごとや保全対象施設が存在する用途地域等により制限距離が異なることがある。